歴史が変わる! 耐火二層管の告示化!!

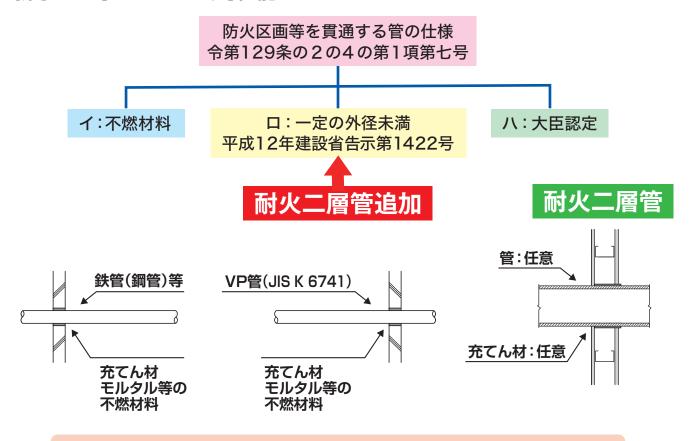
令和7年国土交通省告示第509号

告示第1422号の一部改正

準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管 その他の管の外径を定める件の一部改正

上記告示にて、耐火二層管が追加されました。(令和7年7月施行)

■排水管に求められる法的性能



今まで「ハ」の認定を取得していた耐火二層管が「ロ」の告示に追加されました。 適用口径は150A以下となります。内管はVP、VU、HIVP、HT、RF-VP。 埋め戻し材は「モルタルその他の不燃材料」。

メリット

- ・認定が不要
- ・ロックウール等での埋め戻しが可能
- ・占積率が関係なくなる

但し、200Aや遮音システム、BKシリーズは認定工法となりますのでご注意ください。 貫通できる構造体については裏の表をご確認ください。

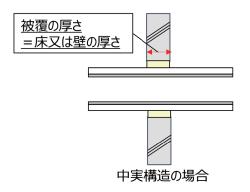
施工方法、仕様については耐火二層管協会の技術資料 No.14

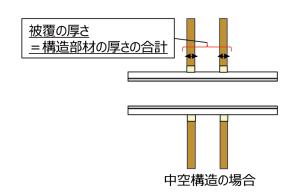
「準耐火構造の防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の外径を定める件 (告示第1422号) 施工マニュアル」をご参照ください。



フネンアクロス株式会社 詳細につきましては、最寄り営業所へお問い合わせください。

https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000288505 告示内容については国土交通省公開資料より抜粋





構造 区分	防耐火 区分	下地	構造	被覆の厚さ (mm)
床	耐火 120分		鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造	100
			法第2条7号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するもの イ 床に通常の火災による火熱が2時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変 形、溶融、破壊その他損傷を生じないもの ロ 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合するもの	100
	耐火 60分		鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、デッキプレート版	70
			軽量気泡コンクリートパネル	100
			法第2条7号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するもの イ 床に通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変 形、溶融、破壊その他損傷を生じないもの ロ 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合するもの	100
	準耐火 60分	木材又は 鉄材	表:厚さ12mm以上の合板等の上に厚さが12.5mm以上のせっこうボード等を張ったもの 裏:厚さが12.5mm以上の強化せっこうボードを2枚以上張ったもの	_
			令第112条第2項の国土交通大臣の認定を受けたもの	49.5 (24.5+25)
	準耐火 45分	木材又は 鉄材	表:厚さが12mm以上の合板等の上に厚さが9.5mm以上のせっこうボード等を張ったもの 裏:厚さが15mm以上の強化せっこうボードを張ったもの	_
			法第2条第7号の2の国土交通大臣の認定を受けたもののうち令第107条の2第1号から第3号までに掲げる技術的基準に適合するもの	36.5 (21.5+15)

構造 区分	防耐火 区分	下地	構造	被覆の厚さ (mm)
壁	耐火 120分		鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造	100
			法第2条7号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するもの イ 壁に通常の火災による火熱が2時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変 形、溶融、破壊その他損傷を生じないもの ロ 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合するもの	100
	耐火 60分		鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造、 軽量気泡コンクリートパネル	75
			法第2条7号の国土交通大臣の認定を受けたもののうち次に掲げる基準に適合するもの イ 壁に通常の火災による火熱が1時間加えられた場合に、構造耐力上支障のある変 形、溶融、破壊その他損傷を生じないもの ロ 令第107条第2号及び第3号に掲げる技術的基準に適合するもの	75
	準耐火 60分	木材又は 鉄材	両側に厚さが12.5mm以上のせっこうボードを2枚以上張ったもの	_
			令第112条第2項の国土交通大臣の認定を受けたもの	50 (25+25)
	準耐火 45分	木材又は 鉄材	両側に厚さが12.5mm以上のせっこうボードの上に厚さが9.5mm以上のせっこうボード又は 難燃合板を張ったもの	1
			両側に厚さが9.5mm以上のせっこうボード又は難燃合板の上に厚さが12.5mm以上のせっ こうボードを張ったもの	_
			法第2条第7号の2の国土交通大臣の認定を受けたもののうち令第107条の2第1号から第3号までに掲げる技術的基準に適合するもの	44 (22+22)

※上記被覆厚さ未満の認定された壁については適用できません

